(4)　次に掲げる自動車について、取得価額から一五万円を控除すること。

イ　(四)(1)のガソリン自動車

ロ　次に掲げるガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであって、平成二二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ハ)　エネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三八を乗じて得た数値以上であること。

ハ　四(2)ハ又はニの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

(5)　次に掲げる自動車について、取得価額から五万円を控除すること。

イ　(五)のガソリン自動車

ロ　次に掲げるガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであって、平成二二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ハ)　エネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三二を乗じて得た数値以上であること。

(七)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の五関係）

(八)　路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の五関係）

(九)　一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の五関係）

(一〇)　次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二九年三月三一日(4)に掲げるトラックにあっては、平成二八年一〇月三一日）までに行われたときに限り、取得価額から五二五万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の五関係）

(1)　車両総重量が五トンを超え一二トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二五年一月二七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2)　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3)　車両総重量が八トンを超え二〇トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4)　車両総重量が二〇トンを超え二二トン以下のトラックであって、平成二七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(ニ)　(5)　車両総重量が二〇トンを超え二二トン以下のトラックであって、平成二七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3)　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(4)　車両総重量が八トンを超え二〇トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(5)　車両総重量が二〇トンを超え二二トン以下のトラックであって、平成二七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

軽油引取税

(一)　軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象から海上保安庁が航路標識法の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源並びに陶磁器製造業を営む者の製造工程における焼成又は乾燥に係る用途等を除外した上、その適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の七関係）

(二)　船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、平成三〇年三月三一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、軽油引取税を課さないものとすることとした。（附則第一二条の二の七関係）